

第70回 統計委員会議事録

1 日時 平成25年11月22日（金）13:00～13:30

2 場所 中央合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、川崎委員、北村委員、黒澤委員、西郷委員、津谷委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府官房総括審議官、井内内閣府官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事

(1) 部会の審議状況について

(2) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第70回統計委員会を開催いたします。

本日は、白波瀬委員が所用のため御欠席です。川崎委員は所用により遅れて御出席される予定です。また、西郷委員も遅れての出席となります。

それでは、ここで、議事に入る前に、前回、統計委員会に御欠席されました黒澤委員から、本日御出席いただいておりますので、一言御挨拶をお願いします。

○黒澤委員 初めて参加いたします。

政策研究大学院大学の黒澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、本日用意されている資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 お手元の資料につきまして、議事と合わせて簡単に紹介いたします。

本日は、現在審議中の3つの基幹統計調査に関する部会の審議状況について、報告をいただきます。

資料は1～3です。

資料1の「産業統計部会の審議状況について（報告）」、これは造船造機調査の変更について。

資料2は「サービス統計・企業統計部会の審議状況について（報告）」、これは科学技術調査の変更について。

資料3は「人口・社会統計部会の審議状況について（報告）」、全国消費実態調査の変更について、それぞれ対応しております。

私からの説明は以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。

少し順番を変えまして、まず最初に、サービス統計・企業統計部会で議論されております諮問第60号の「科学技術研究調査の変更について」につきまして、サービス統計・企業統計部会の廣松部会長から説明をお願いいたします。

○廣松委員 それでは、報告いたします。

資料2です。

この「科学技術研究調査の変更」についての部会審議は、計2回を予定しており、1回目は11月8日に実施いたしました。1回目の部会では「報告を求める事項」及び「集計事項」の変更について審議するとともに、OECDへのデータ提供の現状について、調査実施者から報告をいただきました。

その結果「報告を求める事項」及び「集計事項」の変更については、結論として適当と整理いたしましたが、調査項目の回答方法や調査実施者が改めて報告するとされた事項については、次回の部会に持ち越しとしました。

それでは、審議のポイントに関して、簡単に紹介いたします。

資料2の1ページを御覧ください。

そこにありますとおりの「日時」「場所」「出席者」となっております。

まず、事務局から諮問の概要及び調査実施者から、科学技術研究調査の変更案について説明がありました。

その後、私と事務局が相談の上、作成をいたしました論点メモに沿って「報告を求める事項」及び「集計事項」の変更について、審議をいたしました。

まず、資料2の1ページの下の方にありますが「(1) 報告を求める事項」のうち、「イ 変更事項2」。具体的には、企業等の研究者のうち「主に研究に従事する者」を「専ら研究に従事する者」に変更することについてですが、上から1つ目のポツのとおり、その趣

旨について委員、専門委員から指摘があり、調査実施者からは、本調査項目については、ほぼ100%研究に従事するものを把握することを目的としていることから、今回の変更で趣旨がより明確になるとの説明がありました。

なお1番目として「主に」を「専ら」に変更することによる英訳への影響、2番目といたしまして、専従換算値の記述の方法、3番目といたしまして、女性研究者の把握範囲の拡大の可能性について、委員、専門委員から御質問があり、次回部会において、調査実施者から回答していただくことになりました。

続きまして、2ページの「報告を求める事項」のうちの「ウ 変更事項3」、採用、転入研究者数及び転出研究者数に内数として、女性の数を新たに把握することについてです。

これにつきましては、ウの最初の上から1つ目のポツにありますとおり、男女共同参画が重要視される中、この変更はそれに応えるものとして、十分意義があるという意見がありました。

なお、採用、転入、転出研究者数の区分について、委員、専門委員から質問があり、次回部会において、調査実施者から回答していただくことにいたしました。

続きまして、資料2の2ページから3ページにかけて「エ 変更事項4」。

具体的には、その他の経費から「無形固定資産の購入費」を分割して把握することについては、資料2の3ページ、上から2つ目のポツにありますとおり、2008SNAにおいて「R&Dの資本化」はインパクトの大きいものであり、できるだけ精度の高いデータが必要と考えられます。今回の変化により、正確なR&D産出の把握に資するものと考えられると内閣府から指摘があり、妥当と整理をいたしました。

次に資料2の3ページの「カ 変更事項6」。

大学等の研究員の内訳区分の変更についてですが、これにつきましては、1つ目のポツにありますとおり、報告を行う際に、報告者に紛れが生じている指摘がある。それに対応するののかという意見があり、調査実施者からは、御指摘の内容を踏まえ「調査票記入上の注意」等で紛れが生じないように整理するという説明がありました。

私からも、この点に関しては、報告者にとって回答しやすいように対応していただきたい旨、調査実施者にお願いをした次第です。

この点に関しては、前回のこの委員会でも樋口委員長からも御指摘があった事項です。

最後に、調査実施者から、OECDへのデータ提供の状況について、2年前の部会において、未提供とされていた一部項目については、新たにデータの提供を行った旨の報告があり、それを了承いたしました。

1回目の部会の概要は以上のとおりです。

なお、審議項目のうち、フラスカチ・マニュアルへの今後の対応や科学技術に係る統計調査の体系については、次回、11月28日開催予定の2回目の部会で審議を行う予定です。

また併せて、2回目の部会では、答申案について審議を行う予定にしております。

私の報告は以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見がございましたら、お願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

よろしいですか。

よろしければ、それでは引き続き、サービス統計・企業統計部会において御審議をいただきますよう、お願いいたします。

それでは、諮問第59号の「造船造機統計調査の変更について」につきまして、これも審議状況につきまして、西郷部会長から御報告をお願いいたします。

○西郷委員 遅れまして、申し訳ございませんでした。

それでは、今から産業統計部会の審議状況について、報告をいたします。

資料は、一つ戻っていただきまして、資料1になります。

こちらの資料1は、第43回産業統計部会の結果概要とそれから第44回産業統計部会の結果概要、それぞれ11月1日と11月11日に実施いたしました。

これまで2回の部会で、造船造機調査の変更について、前回答申における対応について、それから公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況について、及びオンライン調査への対応について、各項目について審議をいたしました。

資料では2回分結果概要があるわけですがけれども、両者は非常に密接に関連しておりますので、まとめるような形で報告をいたします。

まずは、今回の変更点の大きなポイントというのは、今まで捉えていなかった受注の状況ですね。製造船舶の受注、発注があって受注があるわけですがけれども、受注の状況というものが今まで把握されていなかった。今回、船舶の製造に関する市況等に鑑みて、それを捉えるようになったことが大きなポイントです。

それに関しまして、そもそもその受注を捉えるということが必要なのかということと、捉えるといった場合に、正確に捉えられるのかということ部会で審議したところ、必要性も高く、また正確に捉えられるということでしたので、受注を捉えることは適当と最初の部会で判断いたしました。

ただ、その際、受注を捉えるといったことから、その集計事項が詳細になることによって、いわゆる個体特定化の問題というのが、また新たに受注の段階で生じるのではないかというような指摘がなされました。

実は、この造船造機に関しましては、従来から観察数、度数が1というときに、そのまま表章がされているという、非常に珍しい調査です。それが今回、受注に及ぶため回答者の方で回答拒否がないのかという疑念がありましたが、それに関しましては、第44回産業統計部会のときに、回答者にヒアリングを行って、今までどおり、詳細な形で表章して構わないと確認が得られましたので、従来どおり、詳細なままで表章することになりました。

それから、さらに、諮問時に樋口委員長から製造船舶をパネル化して受注からしゅん工までを縦断的に捉えることを検討することを御指摘いただきました。しかし、結論から言

いますと、政策的ニーズあるいは現段階における民間側からのニーズは、パネル化に関しては余り多くないということでしたので、今回は、パネル化については特段対応しないことになりました。ただし、調査実施者から、パネル化のニーズが確認できれば、必要に応じて集計事項の追加・検討を検証したいと意見表明がございましたことから、今後の対応は見守ることになりました。

次に、オンライン調査。これは資料で言いますと、第43回産業統計部会の結果概要の3ページ目の一番最後のところになりますが、委員から本調査の特質として、記載事項が少ない、比較的シンプルな調査であるということ、それから業界事情として、小規模な事業所が多いので、オンラインにしたからと言って、必ずしも回答率が高くなるという訳ではない、オンラインを進める意義はあるのかとのご指摘がありました。

このことから、政府全体でオンラインによる調査を推し進めていくという基本方針を踏まえた上で、余り無理にオンライン化を進めるということは得策ではないと考えました。しかし、その一方で、徐々にオンラインによる回答が増えるような方策を国土交通省で考えていただくことになりました。

以上で「造船造機統計調査」に関する産業統計部会の部会報告となります。ただ、実は第44回産業統計部会のときには、もう既に答申の骨子案というところまで話が進んでしまっており、委員会に一回お諮りをしてからクローズという形にしたいと考えまして、本日御報告いたしました。もし、本日、特段の御意見等がなければ、2回の部会の審議をもって答申まで決着という形にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見・御質問をお願いします。

標本1でそれを集計して発表するというのは、今、事務局に聞きましたら、問題はないというのですが、少し異例ですよ。今度、そこに一つ入ってきたら、今度は2つになったら、お互いの手の内が全部分かるようなことになりますよね。

○西郷委員 確かに、それが普通の感覚だと思いますが、実際に調査、回答者にそのようなヒアリングをすると、従来もそう表章していたということなのですね。ただ、受注の段階での船価に関しては勘弁して欲しいといわれています。どういう種類の船が造られていることは分かりますが、それが幾らであるかということは、伏せてある。船価に関しては、今までも調査していませんでしたし、これからも少なくとも受注の段階でも調査しない。どういう船が造られているかさえ取得できていれば、大丈夫だというのが部会での結論です。

○樋口委員長 これまでは、受注情報はわからなくて、今度の追加で受注を含めたデータがあとは全部分かっていくのですよね。

○西郷委員 そうですね。

今までも、受注から後の段階を捉えていた訳ですね。今回は、それがもう少し捉えられ

る段階が前倒しになって、受注の段階で捉えられるようになったことで、大きな変化はそこだけになります。

○樋口委員長 分かりました。

ほかによろしいでしょうか。

よろしければ、次回の統計委員会で御報告いただきます。

では、よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の議事に入ります。

人口・社会統計部会で議論されております諮問第61号の「全国消費実態調査の変更について」につきまして、人口・社会統計部会の津谷部会長代理から御説明をお願いします。

○津谷委員 それでは、御報告いたします。

10月30日の統計委員会にて諮問されました「全国消費実態調査の変更について」の部会審議につきまして、現在まで11月8日、11月14日及び11月18日のかなり早いテンポで計3回にわたり部会を開催し、審議をいたしました。これらの審議結果の詳細につきましては、部会の結果概要等を御覧願います。

まず、これまでの計3回の部会における審議状況全体のポイントについて、報告いたします。

第1回目の部会では、調査実施者が本調査の実施に当たって作成をした平成26年に実施する全国消費実態調査に関する基本原則について審議を行いました。

これは、今回の調査実施に係る考え方の基本原則が記載されたもので、基本原則を具体的にイメージするため、個別のケースを交えて議論をいたしました。その結果、部会としては、全体としてこの原則は妥当とされました。

第2回の部会におきましては、第1回目の基本原則に対する審議結果を踏まえて、今回の調査事項の変更内容のそれぞれについて、基本原則の考え方を踏まえつつ、今回の調査計画の変更の趣旨に沿いながら、報告者に迷わず記載していただくためには、どのようにすることが必要かつ望ましいかという観点からも審議を行いました。

さらに、第3回目の部会においては、報告を求めるものの変更、調査方法の変更及び前回、平成21年答申等における今後の課題への対応の各項目について、調査実施者から説明が行われ、審議をした結果、これらについても全体として、部会として適当であると判断をいたしました。

続いて、各部会における審議内容について、個別にその概要を御報告いたします。

まず、第1回目の部会における「基本原則」の「基本的な考え方」の部分についての主な意見といたしましては、家計の中で子育てや介護にかかる費用は重いと言われており、その実態を明らかにするための質問項目を世帯票に盛り込むことは妥当という意見。また、介護・育児と所得・消費との関係を、世帯票とうまく組み合わせて分析できるようにすることが必要であり、その意味で、世帯の構造をきちんと捉えることが重要などの意見が出されました。

これに関連して、調査事項の議論において、世帯属性として、育児休業の取得の有無を把握することについて議論がありました。具体的には、現在までに取得した休業期間と、今後も継続して取得する予定の休業期間を合計して把握する予定であるということについて、所得と育児休業期間との関係を正確に把握、分析するため、また一つの質問で複数の内容を把握しようとするのは適当でないことなどの理由により、これらを分けて把握したほうがよいのではないかという意見が複数の委員、専門委員から出されました。

この点は引き続き、第2回目の部会においても審議をいたしました結果、調査実施者において、取得した実績と、今後取得する予定の期間等を分けて把握するよう、調査票を修正することとされました。

このほか、調査票の用紙サイズの見直しについて、A4判からA3判へ変更されました。前回まではA4判にしておりましたが、今回はA3判になり、より見やすくなりました。A3判へと調査票のサイズを大きくすることは、大変よいといった意見が出されました。また、調査方法として、報告者が電子調査票によりオンライン回答をする方法も選択できることはよいことであるが、この場合、家計簿などが大変たくさんあり報告者負担も大きいので、スマホなどでは回答が難しく、パソコンのみでオンライン回答ができるということを周知するべきであるという意見も出されました。

続いて、第2回の部会においては、今回の調査事項の各変更点を中心として、審議を行いました。

主な意見としては、以下の2点がございます。

まず、第1点目は、世帯票の「被災に関する事項」のうち、被災による転居の有無、これは罹災証明を受けた回答者を対象にしたものですが、その転居の有無を把握する調査事項について、転居していない、転居したという2つの選択肢が予定されておりましたが、それに加えて、一時的に転居して戻った場合の選択肢を追加してはどうかという意見が出されたことです。

次に、2点目は世帯票の「その他の人」という欄がありますが、これは3カ月以上不在の家族の状況について、選択肢により報告を求めるためのものです。これについて、現在の案では、公的介護施設に入所している人を把握するために、介護保険施設入所という選択肢が設けられておりますが、これに加えて、有料老人ホームも調査事項に入れることを検討してほしいという意見が出されました。

これらにつきましては、現在、調査実施者において検討をいただいております、次回、11月26日に開催予定の第4回目の部会において、検討された結果を審議する予定です。

なお、調査実施者からは、選択肢の文言については検討が必要であるが、部会の意見も踏まえて、選択肢を追加する方向で検討をしているという報告を受けております。

最後、第3回目の部会におきましては、報告を求めるものの変更、調査方法の変更及び前回、平成21年答申等における今後の課題への対応について、審議を行いました。

主な意見としては、次のようなものがありました。

まず、報告を求めるものの変更については、審議協力者である地方公共団体から、一調査単位から抽出する世帯数を少なくすることは、調査員の事務負担の軽減になることから好ましいという意見が出されました。

また、調査方法の変更につきましては、同じく地方公共団体から、本調査はプライベートな内容を聞く部分が大変多いものであるので、前に一部試験的に行ったオンライン調査の対象を拡大し、今度は全国を対象にオンライン調査を実施する計画を立てておりますが、そのオンライン調査の拡大は、報告者が回答をしやすくなるのでいいという意見が出された一方、過去の調査の際、システムがつながりにくくなった事案もあったことから、そのようなことがないように、準備と対応をお願いしたいといった意見も出されました。

さらに、前回答申等における今後の課題への対応につきましては、調査実施者における検討及び対応状況について、審議の結果、部会としては適当であると判断をいたしました。

以上が、全国消費実態調査の変更についての第1回から第3回までの部会審議の結果概要の報告です。

次は、11月26日に開催される第4回の部会で答申案について審議をする予定です。

今回、本日の委員会でもいただいた御意見も踏まえまして、12月の委員会において答申案を諮りたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いします。

よろしいでしょうか。

なければ、引き続き、人口・社会統計部会で御審議のほどをよろしく願いいたします。

それでは、本日の議題は以上ですので、最後に次回の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会は、12月13日の1時から、この建物の12階の1208特別会議室で開催をいたします。

詳細につきましては、別途御連絡を申し上げます。

○樋口委員長 以上をもちまして、第70回の統計委員会を終了いたします。

ありがとうございます。